

久留米市公告第237号

AIを活用した児童相談記録システム導入業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年8月20日

久留米市長 原口 新五

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名：AIを活用した児童相談記録システム導入業務委託
- (2) 履行場所：久留米市役所子ども未来部家庭子ども相談課（久留米市城南町15-3）
- (3) 業務内容：別紙「AIを活用した児童相談記録システム導入業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (5) 予定価格 3,120,700円（税込）
入札書比較価格 2,837,000円（税抜）
なお、各項目における上限額は次のとおりである。

項目	上限額（税込）	上限額（税抜）	備考
初期費用 （初期設定）	2,310,000円	2,100,000円	令和8年12月28日までに初期設定を完了すること。
初期費用 （機器関連費用）	117,700円	107,000円	
ライセンス購入費用	693,000円	630,000円	令和9年1月～3月までの3か月間

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 令和元年（2019年）度以降に、本業務と類似する業務に対して、人口20万人以上の自治体での受注実績を有すること。
- (2) ISO/IEC27001の認証を取得していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。

- (5) 国税（法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）を完納していること。
- (6) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
- ア 久留米市内 県税及び市税
- イ アを除く福岡県内 県税
- (7) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3. 契約条項を示す場所

1 1. 事務局

4. 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を持参又は郵送にて提出すること。

ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登録者については、カ〜クの提出書類は提出しなくてよいものとする。また、カ・キは提出締切日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

(1) 提出書類

ア	入札参加資格確認申請書（第2号様式）	1部
イ	会社概要書（第3号様式）	1部
ウ	参加資格調書（第4号様式）	1部
エ	業務実績調書（第5号様式）	1部
オ	ISMS(ISO/IEC27001)の認証取得証明書の写し（任意様式）	1部
カ	登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	1部
キ	納税（滞納なし）証明書（下表参照）	1部
ク	役員等調書及び照会承諾書（第6号様式）	1部
ケ	委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）（第7号様式）	1部

納税証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分			税区分	納税等証明書	
			税目	法人	個人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税等に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税等に未納がない証明(納税証明書その3の2)
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
	市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税に滞納がない証明

(2) 提出期限及び注意事項

令和8年9月1日（火）17時15分必着（期限厳守）

- ① 電話にて事務局（家庭子ども相談課）へ連絡し持参する、又は郵送（一般書留又は簡易書留）にて提出すること。
- ② なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。
- ③ 封筒の表面に『AIを活用した児童相談記録システム導入業務委託』入札参加資格確認申請書在中」と赤字で記載すること。
- ④ 期限までに提出がなかった場合は、「AIを活用した児童相談記録システム導入業務委託」に関する条件付一般競争入札への参加が出来ないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、本市は書類の受付は行わない。

(3) 提出先（宛先）

11. 事務局

(4) 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無をメールにて連絡、通知する。

通知時期：令和8年9月16日（水）通知予定

※通知時期を過ぎても登録したメールアドレスに通知が届かない場合は、「11. 事務局」へ問い合わせすること。

(5) 経費及び遵守すべき事項

- ① 提出資料作成並びに申請に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- ② 申請内容・提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- ③ 提出資料は返却しない。
- ④ 提出資料は、公平性、透明性、客観性を期すため「久留米市情報公開条例」等の関連規定に基づき公表することがある。
- ⑤ 申請内容・提出資料の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。

- ⑥ 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、久留米市の了解なく公表又は使用することはできない。

5. 入札方法

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により入札に参加すること。（入札参加資格なしとされた者及び期限までに4（1）の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。）

- （1）提出書類（※久留米市ホームページよりダウンロードすること。）

ア 入札書（第8号様式）

イ 入札保証金の納付等が確認できるもの（領収書、保証書等）（入札参加確認通知で免除とされた者は不要）

- （2）提出期限

令和8年9月25日（金）17時15分必着（期限厳守）

- （3）提出先（宛先）

11. 事務局

- （4）郵送方法

①封筒表面に、「入札書在中」と朱書きして、業務名及び宛先を記入し、裏面に、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

②一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

- （5）入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

- （6）応札が1者であった場合においても、その入札は有効とする。

6. 開札

- （1）日時：令和8年9月28日（月）13時30分

- （2）場所：久留米市役所本庁 16階会議室

- （3）立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

- （4）落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

- （5）落札結果の通知

開札後、令和8年9月28日（月）中に、入札に参加した者へメールにて連絡を行い（入札に立ち会った者を除く）、後日書面にて通知する。

- （6）入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに書面

にて届け出なければならない。

7. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に100分の5を乗じた金額以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10を乗じた金額以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

8. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

9. その他入札に関し必要な事項

(1) 仕様書等の入手場所

久留米市ホームページからダウンロード

(URL:<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/index.html>)

ページ名：AI を活用した児童相談記録システム導入業務委託にかかわる条件付一般競争入札の実施

(2) 仕様書の内容に関する質問の受付期間、質問方法及び回答方法

① 受付期間：公告の日から令和8年8月25日（火）17時15分まで

② 質問方法：

ホームページよりダウンロードした「質問書」（第1号様式）を、電子メールに添

付して、「11. 事務局」にあるメールアドレスあてに送信し、事務局へ電話にてメール受信を確認すること。なお、電話による質問は受け付けない。また、受付期間以降の質問は一切受け付けない。

件名：【会社名】「AI を活用した児童相談記録システム導入業務委託入札質問書」

③ 回答方法：

令和8年8月27日（木）までに、質問書（第1号様式）に記載したメールアドレス宛にメールで回答する。なお、質問の回答は本要綱等の追加または修正とみなす。また、必要に応じて市ホームページにて公開する。

（3）契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内までに契約締結の手続きを行うこと。

10. その他

- （1）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- （3）入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- （4）落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- （5）不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- （6）落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

11. 問い合わせ先（事務局）

【本入札及び業務全般に関すること】

久留米市 子ども未来部 家庭子ども相談課（久留米市庁舎16階）

担当：堤、佐藤

住所：〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

電 話：0942-30-9208

FAX：0942-30-9708

E-mail: katei@city.kurume.lg.jp